

有識者会議の振り返り

本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議での確認事項・主な意見

■ 第1回有識者会議：令和3年6月2日

- ◆ 耐震性能分科会の設置を決定
- ◆ 本庁舎の耐震安全性について、建築基準法の水準に止まらず、防災拠点施設としての機能維持を目指す施設であるということを確認
- ◇ 熊本市における地震リスク等について（平田委員）

■ 第2回有識者会議：令和4年7月22日

- ◆ 各諮問事項ごとの審議の論点について整理、確認
- ◇ 増大する水害リスクへの対応について（加藤委員）
- ◇ 資産マネジメントから見た論点（根本委員）

■ 第3回有識者会議：令和4年12月1日

- ◆ 耐震性能分科会の審議結果報告（耐震性能分科会は計7回実施）
- ◆ H29調査及びR2調査の調査結果は妥当であり、本庁舎の耐震性能が不足しているとの結論が示された
- ◆ 分科会の審議結果を前提に、他の諮問事項について審議を進めていくことを確認

■ 第4回有識者会議：令和5年3月10日

- ◆ 審議内容に「市民の合意形成」を追加

(想定すべき主な災害)

- ◆ 今後発生するであろう災害の規模や特徴をあらかじめ想定しておくことが重要
- ◇ 国の調査結果に基づく現在の地震学の知見によると、熊本市において、今後、熊本地震よりも大きな地震が発生する可能性があることが判明している

(本庁舎に求められる機能)

- ◆ 組織横断的に連携しながら高い効率性と生産性で業務を行うことができるオフィス機能
- ◆ 市民が快適に行政サービスを受けられる窓口機能
- ◆ 市民と行政が協力して市のまちづくりを行う、また、市民が気軽に集って交流し、周辺のにぎわいを創出するための市民協働・交流機能
- ◆ 市政や市の魅力のPR等を行うための情報発信機能
- ◆ あらゆる災害が発生した際においても、即時的かつ継続的に災害対応業務を行うための安全性と業務継続性
- ◆ 災害対応業務を行うにあたり十分な規模、機能性を有する災害対応機能

本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議での確認事項・主な意見

(本庁舎に求められる機能)

- ◇ DX化も検討しながら、快適に働くことができる職場環境を整備することが重要
- ◇ 平常時使用しているものを、災害時も使用できるフェーズフリーな施設であることが重要
- ◇ シティホールとして低層階を市民に開放した空間を確保すべき
- ◇ 情報セキュリティも含め、セキュリティ対策も検討すべき
- ◇ 現在の耐震基準を満たし、防災拠点として機能することが最低限の考え方である
- ◇ まちなかなど土日に賑わう地域においては、休日の公的な施設が果たすべき機能を考えるべき

(民間活力の活用等によるコスト縮減（財政影響を軽減するための方策）)

- ◆ 民間活力の活用等により、行政サービスの質を維持しつつ最大限のコスト縮減を図ること
- ◆ 民間活力の活用等によるコスト縮減に加え、定期借地や余剰床の活用等の収入を増加させる手法も検討すること
- ◆ 適正な時期に民間企業へのサウンディングを実施し、具体的な手法を検討していくこと
- ◆ 庁舎規模の適正化についても検討を行う
- ◇ 現庁舎敷地は収入を稼げる場所であり、市民共有の財産を活かす観点からも有効に活用すべき
- ◇ 公民連携やPPPにおいて、公共性と効率性は両立可能である

■ 第5回有識者会議：令和5年4月5日

(本庁舎等の規模の考え方)

- ◆ 災害対応業務が十分に対応可能なスペースを備えること
- ◆ 職員のコミュニケーションを活性化させる会議室・打合せスペース等を備えること
- ◆ 行政手続きのオンライン化、テレワーク等の新しい働き方など社会や行政のあり方の変化を踏まえ、規模の適正化を図ること
- ◆ 区役所は、市民サービスの拠点として、誰もが利用しやすい待合スペースや、市民の利便性と職員の働きやすさが両立した窓口、プライバシーに配慮した相談室等を備えること
- ◆ 区役所は、地域住民と協働したまちづくりを推進する拠点としての機能を備えること
- ◆ まちづくりや賑わい創出については、民間の知恵も取り入れながら在り方を検討すること
- ◇ 新しい働き方を踏まえつつ、来庁者の快適性と職員の働きやすさを実現できる規模を考えることが重要
- ◇ 将来の社会情勢に合わせて庁舎面積を調節できるよう、他の用途に容易に転換できるようにすることが重要

(次ページへ続く)

本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議での確認事項・主な意見

(本庁舎等の規模の考え方)

- ◇ 庁舎規模を検討する際は、他の政令市と相対的に比較することも必要（参考資料1）
- ◇ 中央区役所の規模検討においては、他の区役所との規模・役割を比較すべき（参考資料2）
- ◇ 規模を検討するにあたっては、来庁者の状況も把握すべき

(本庁舎等の立地・配置の要素)

- ◆ 本庁舎等が立地可能な用途地域かつ都市機能誘導区域に指定されていること
- ◆ 防災拠点施設として機能を発揮できること（建築の構造や設備の対策等により対応も含む）
- ◆ 区役所等の他の市施設との位置関係のバランスが良いこと
- ◆ 市域の各方面や市外から公共交通でアクセスしやすいこと
- ◇ 立地・配置の検討にあたっては、周辺地域の将来ビジョン（まちづくり）との整合性が重要
- ◇ 交通アクセスについては、来庁者並びに職員の来庁手段を把握したうえで公共交通はもとより他の手段も含めて利便性を整理すべき（参考資料3）
- ◇ 緊急車両がアクセスしやすいなど、道路などのインフラも要素の一つと考えることも必要
- ◇ 立地場所で災害リスクの程度が異なるので、対策コストとの兼ね合いを含め、総合的に判断していかざるを得ない

本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議での確認事項・主な意見

(本市の財政状況)

- ◇ 財政の中期見通しにおいて、建替えの場合の財政需要を見込んだとしても、財政状況が一定程度健全な水準で推移していくものと評価できる
- ◇ 財政への影響については、今後の社会情勢や国の地方財政対策の動向に引き続き留意していくことが必要
- ◇ 合併推進債の期限に合わせて庁舎整備を考えるということではなく、まちのビジョンや目指すべき庁舎の姿を踏まえ、それを財政が受け止められるか、という順番で議論を進めていくことが重要
- ◇ 庁舎整備にあたっては、建設費等の初期費用のみならず、その後の運用期間中の維持管理費用などを含めた総費用で比較するべき

他の政令市の現庁舎における住民、職員それぞれの1人あたり面積

- ・熊本市は、全体平均と比べ住民1人あたりは同程度、職員1人あたり面積は低い傾向にある。

都市名	延床面積 (m ²)※2	住民 (m ² /人)※1	職員 (m ² /人)※2
札幌市	51,600	0.03	20.2
仙台市	59,400	0.06	27.6
さいたま市	23,800	0.02	17.6
千葉市	53,800	0.06	27.9
横浜市	128,500	0.03	18.9
川崎市	60,000	0.04	17.6
相模原市	27,100	0.04	15.3
新潟市	54,600	0.07	39.1
静岡市	72,900	0.10	28.4
浜松市	42,700	0.05	26.2

都市名	延床面積 (m ²)※2	住民 (m ² /人)※1	職員 (m ² /人)※2
名古屋市	76,900	0.03	23.9
京都市	36,500	0.03	11.8
大阪市	102,300	0.04	22.0
堺市	64,500	0.08	31.9
神戸市	47,000	0.03	35.9
岡山市	42,200	0.06	17.6
広島市	60,300	0.05	36.4
北九州市	42,200	0.04	23.3
福岡市	70,000	0.04	19.2
熊本市	35,800	0.05	19.6

全体平均		0.05	24.0
------	--	------	------

《出典》

※1：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（政府統計の総合窓口 e-Stat）を参考に算定

※2：公共施設状況調経年比較表（総務省）を参考に算定
延床面積については、共用部等を含めた庁舎全体の面積

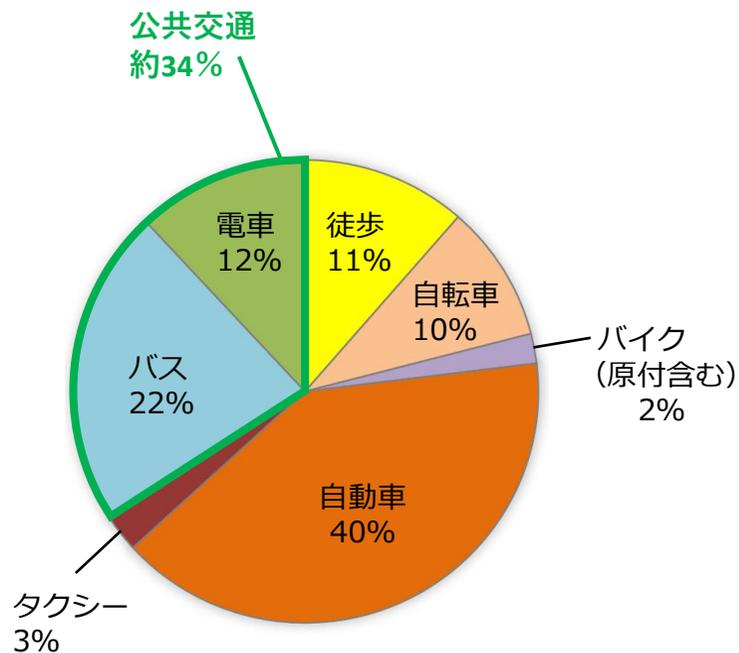
5 区役所の人口、世帯数、庁舎面積 等

- ・中央区役所については、他区役所より一日の来庁者数が多いことから、来庁者に必要なスペースの検討も含めて、庁舎面積を考える必要がある。

	人口 (人) (R5.4時点)	世帯数 (世帯) (R5.4時点)	庁舎面積 (㎡) (R2.4時点)	人口 1 人あたりの 庁舎面積 (㎡/人)	一日の来庁者数 (人) (H28時点)
中央区	176,133	96,912	4,590	0.03	1,179
東 区	190,542	89,754	5,040	0.03	490
西 区	89,776	44,302	5,130	0.06	303
南 区	132,772	58,392	3,840	0.03	159
北 区	139,835	65,466	5,380	0.04	220

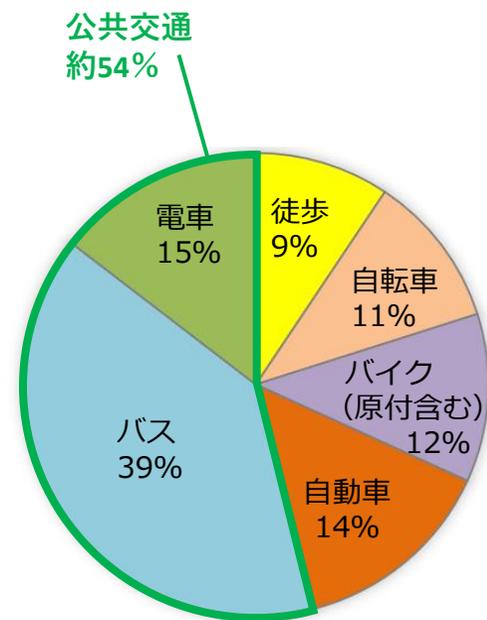
来庁者

- 公共交通での来庁の割合は約34%
- 自動車での来庁の割合は約40%



職員

- 公共交通での来庁の割合は約54%
- 自動車での来庁の割合は約14%



※令和2年3月 市役所の利用者アンケート調査より